

2026年4月1日

各位

株式会社 西京銀行
取締役頭取 松岡 健

事業性融資の電子契約サービス取扱開始
および特殊当座貸越取引・手形貸付取引の取扱廃止について

西京銀行は、このたび、事業性融資におけるご契約手続きの利便性向上を目的として、電子契約サービスの取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

これに伴い、特殊当座貸越取引および手形貸付取引につきましては、書面による契約手続きを基本とした取引形態であることから、ペーパーレス化推進の観点も踏まえ、取扱いを廃止させていただきますので、併せてお知らせいたします。

事業性融資の電子契約サービスは、従来の金銭消費貸借契約証書への自署・捺印に代えて、電子化された契約書に電子署名を行うものであり、これにより、契約手続きの迅速化に加え、お客さまの自署・捺印の負担軽減や印紙代等のコスト削減を図ることが可能となります。

当行は、今後もデジタル技術の活用を通じて、金融サービスの高度化とお客さまの利便性向上に取り組んでまいります。

記

1. 事業性融資の電子契約サービス概要

項目	内容
ご利用対象者	法人・個人事業主のお客さま
対象取引	事業性融資契約（証書貸付形式）
電子契約手数料	無料
取扱開始日	2026年6月1日（月）
導入システム	融資クラウドプラットフォーム法人取引サービス
導入ベンダー	セイコーソリューションズ株式会社

2. 特殊当座貸越取引および手形貸付取引の取扱廃止

項目	内容
対象取引	特殊当座貸越取引・手形貸付取引
取扱廃止日	2026年6月1日（月）

※ 現在ご利用中のお客さまにつきましては、次回期日到来までは引き続きご利用いただけます。

以上

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 お客さまサポートグループ

TEL：0120-240-606

受付時間：平日9：00～17：00（銀行休業日を除きます）